指定給水装置工事事業者　指定（更新）確認事項

|  |  |
| --- | --- |
| 住所又は所在地 |  |
| 氏名又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 電話番号 |  |

|  |
| --- |
| 長野市上下水道局が実施している指定給水装置工事事業者講習会（長野市指定給水装置工事事業者及び長野市排水設備指定工事店の研修）の受講実績（過去５年以内） |
|  | 受講年月日（公表：　可　　不可　） |
| 　　　　年　　　　月　　　　日　　　・　　未受講 |
| （未受講の場合、その理由）※　非公表 |
|  |
| 指定給水装置工事事業者の業務内容 |
|  | 休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）　（公表：　可　　不可　） |
| 　　　　　　　　　 | 休業日：　　　　　　　　営業時間：　　　　　　　修繕対応時間： |
| 漏水等修繕対応の可否：可能な工種に○をつけて下さい。　（公表：　可　　不可　） |
|  | ・屋内給水装置の修繕　　　・埋設部の修繕・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 対応工事種別（新設・改造　等）：可能な工種に○をつけて下さい。（公表：　可　　不可　） |
|  | ・配水管からの分岐～水道メーター（　新設　　改造　）・水道メーター　　～宅内給水装置（　新設　　改造　） |
| その他：　　（公表：　可　　不可　） |
|  |  |
|  | ※　公表には、ホームページ等への情報掲載を含みます。※　業務内容に変更が生じた場合は、速やかに長野市上下水道事業管理者にその旨を届け出るようお願いします。 |
| 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）水道法施行規則　第36条法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（公表対象外） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） |
| 可　　不可 |

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。自社内研修については、研修内容を記載してください。受講者名は、公表の対象ではありません。行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。 |
| 過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況水道法施行規則　第36条　法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。 |
|  | □「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要過去１年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（公表対象外） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか（○×を記入） | 資格等を有しているか（○×を記入） | 工事年度 |
|  | 保有している資格等※ |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。） |
| 可　　不可 |

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。①　旧長野市配管技能者規程（平成10年長野市公営企業管理規程第６号）の規定により平成16年３月31日に登録されていた配管技能者　②　他の地方公共団体の供給規程又はこれに基づく規程による配管技能者（配管工その他類似の名称のものを含む。）の資格を有する者　③　公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する給水装置工事配管技能検定会の合格者（給水装置工事配管技能者講習会の修了者を含む。）　④　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による配管技能士資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。 |